

# 16. 障害者総合支援法関連

## サービスの種類など

必要に応じ下表のサービスを組み合わせて利用できます（一部組み合わせられないサービスもあります）。

区分	サービス名	利用手続	利用者負担額
障害福祉サービス	介護給付	87 ページの全ての 手続が必要	一割負担  利用者負担額を合算して、上限額を超えないように調整する。負担上限額については 89 ページ参照。
	居宅介護（ホームヘルプ）		
	重度訪問介護		
	同行援護		
	行動援護		
	療養介護		
	生活介護		
	短期入所		
	施設入所支援	87 ページの(2)以外の 手続が必要	
	訓練等給付		
	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）		
	就労移行支援		
	就労継続支援（A型・B型）		
就労定着支援			
自立生活援助			
共同生活援助（グループホーム）			
地域生活支援事業	移動支援（ガイドヘルプ）		一割負担 （利用者負担額を合算して、上限額を超えないように調整されます。）
	日中一時支援		
	訪問入浴サービス		
	日常生活用具	37 ページ参照	
障害児通所支援	児童発達支援	89 ページ参照	
	放課後等デイサービス		
	保育所等訪問支援		
	居宅訪問型児童発達支援		
補装具		36 ページ参照	
自立支援医療		20～21 ページ参照	

【注意】障害児入所支援の利用手続等については、久留米児童相談所（電話 0942-32-4458、FAX0942-32-4459）におたずねください。

## 障害福祉サービス利用までの流れ

### (1) 申請（情報提供・相談）

障害者福祉課・各総合支所市民福祉課でサービス利用についての情報提供や相談及び申請の受付を行います。

希望するサービスの内容によって、障害支援区分の訪問調査を行う場合があります。また、サービス等利用計画を作成するため、計画相談支援の事業所を選択します。

### (2) 審査・判定

調査の結果と医師意見書をもとに、審査会において審査・判定し、どれくらいサービスが必要な状態かが決められます。

### (3) 決定・通知

障害支援区分（障害児については障害の種類・程度）、計画相談支援で作成されたサービス等利用計画案などをもとにサービスの種類、支給量および支給期間等を決定します。

決定した内容については、支給決定通知書と受給者証を交付します。

### (4) 契約締結

受給者証等に記載されているサービスについて事業者・施設に利用の申込みを行い、契約を結びます。

### (5) サービスの利用

サービスを利用するときは、所得等に応じた負担額を事業者または施設に支払います。

負担額は原則 1 割ですが、所得に応じた月あたりの上限額までの負担になります。

市民税非課税世帯は無料です。

## 障害福祉サービスを利用したときの費用

### I 介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児通所給付費及び障害児入所給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分		負担上限月額	
市民税非課税世帯	生活保護	0 円	
	低所得	0 円	
市民税課税世帯	一般 1	居宅で生活する障害児（世帯の所得割額が 28 万円未満）	4,600 円
		① 居宅で生活する障害者（世帯の所得割額が 16 万円未満） ② 20 歳未満の施設入所者（世帯の所得割額が 28 万円未満）	9,300 円
	一般 2（上記以外の方）	37,200 円	

- 同一の保護者（一般 1 の所得区分に属される方に限り）に係る複数の障害児が、障害児通所支援又は障害児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額となります。なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額を決定します。この場合においては、高額障害福祉サービス等給付費等における「障害児の特例」が適用され、上限額以上を支払っている場合は、申請により払い戻しを受けることができます。

#### 【就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について】

障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設に通う児童、又は、障害児通所支援を利用する児童がいる場合、障害児通所支援の利用者負担額が軽減されます。なお、事前の申請が必要です。

### II 療養介護医療費、肢体不自由通所医療費及び障害児入所医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0 円
低所得①	15,000 円
低所得②	24,600 円
一般（一般 1・2）	40,200 円

### Ⅲ 控除廃止の影響を受ける所得区分の算定等に係る取扱い

所得税及び個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。

扶養控除の見直しによる影響が生じることとなるため、次の障害福祉サービスに係る所得区分の算定にあたり、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないようにしております。

居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護
行動援護	療養介護	生活介護
短期入所	施設入所支援	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）
就労移行支援	就労継続支援（A型・B型）	就労定着支援
自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）	児童発達支援
放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
補装具	自立支援医療	

### Ⅳ みなし寡婦（夫）控除等適用による所得区分の算定等に係る取扱い

婚姻歴のないひとり親家庭には、これまで税法の定める「寡婦（夫）控除」が適用されなかったため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、障害福祉サービスを受ける場合の負担額において格差が生じる場合があります。

そこで、婚姻歴の有無により寡婦（夫）控除が受けられないひとり親家庭に対し、次の障害福祉サービスに係る所得区分の算定にあたり、寡婦（夫）控除をみなし適用して、税額の再計算することにより、負担額において格差が生じないようにしております。

#### 【対象者】

所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請日時点において、次の①又は②のいずれかの該当する人

(ア) 婚姻歴のない母 18歳未満の生計を同じくする子がいる母

(イ) 婚姻歴のない父 18歳未満の生計を同じくする子がおり、前年の合計所得金額が500万円以下の父

居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	同行援護
行動援護	療養介護	生活介護
短期入所	施設入所支援	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）
就労移行支援	就労継続支援（A型・B型）	就労定着支援
自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）	児童発達支援
放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
補装具	自立支援医療	日常生活用具給付
日中一時支援事業	移動支援事業	障害児福祉手当
特別障害者手当	障害者用自動車購入・改造費補助事業	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
障害児タイムケア事業	重度身体障害者訪問入浴サービス事業	重度障害者住宅改造補助事業
医療的ケアを要する障害児等の短期入所支援事業	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	心身障害者扶養共済制度掛金補助事業
障害者緊急通報システム事業		